

# 特別区民税・都民税（住民税）証明書の郵送請求について

郵便事情によって到着まで1週間から10日ほどかかることがあります。ご了承ください。  
未申告の方は、別途申告が必要となる場合があります。まずは申告をしていただくこととなりますので、お問い合わせください。

## 用意するもの

- 1 特別区民税・都民税 証明交付申請書  
書式は、下記をご参照ください
- 2 証明手数料（1通300円）  
必要通数分の金額の定額小為替を、ゆうちょ銀行または郵便局でご購入ください（別途手数料がかかります）。なお、指定受取人欄など氏名の記載は不要です。
- 3 返信用封筒  
郵便番号・本人の住所・氏名（現住所・本人宛以外は不可）を記入し、返信用切手を貼ってください。
- 4 本人確認ができる書類の写し  
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなどのコピー  
詳しくは裏面をご確認ください。

## 証明交付申請書の書式

- 1 現在の住所
- 2 葛飾区の住所 必要年度の1月1日現在の住所を記入してください。
- 3 氏名 必要年度の1月1日現在の氏名を記入してください。  
現在の氏名と異なる場合は、併記してください。
- 4 生年月日
- 5 証明書の種類 「課税（非課税）証明書」または「納税証明書」
- 6 必要年度及び通数 所得の記載は記載年度の前年中のものです。  
例：令和2年度（令和元年中所得記載のもの）1通  
平成31年度（平成30年中所得記載のもの）2通  
※「令和元年」は「平成31年」と記載しても構いません
- 7 提出先・用途 利用目的や提出先をご記入ください。
- 8 連絡先 昼間、連絡のとれる電話番号を記入してください。

## 送付先

〒124-8555 葛飾区役所 税務課あて 「税証明郵送依頼 申請書在中」 ※住所省略可

## お急ぎの方へ

- 1 電話予約 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 8:30～16:30 まで受付  
受取可能時間は、当日中の17:15～22:00か、直後の土日祝日の9:00～22:00です。  
受取場所は、区役所1階の夜間・休日窓口です。
- 2 水曜日夜間延長窓口（祝日・年末年始を除く）  
区役所本庁：19:30 まで受付 各区民事務所：19:00 まで受付
- 3 休日開庁窓口（毎月1回日曜日） 区役所本庁舎のみ 9:00～12:00 受付

お問い合わせ先 葛飾区役所税務課 課税係 ☎03-5654-8550（直通）

証明書を交付申請されるときは、以下の書類を忘れずにお持ちいただきますようご協力をお願いいたします。

<b>1 点で確認するもの</b>	
	<p>運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（住民基本台帳カード B（写真付）を含む）、国又は地方公共団体が発行した写真付きの身分証明書（〔例〕公務員の身分証明書、国公立学校の学生証（独立行政法人の学校は除く））</p> <p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る。）、療育手帳（愛の手帳）、官公庁が発行する写真付きの免許証や許可証（〔例〕小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証等） 等</p>
<b>2 点で確認するもの（ア欄から 2 点又はア欄とイ欄から 1 点ずつ）</b>	
ア	<p>公的医療保険の被保険者証（※）（国民健康保険被保険者証（資格者証）、後期高齢者医療証、共済組合員証、健康保険被保険者証等）、介護保険被保険者証、年金手帳（〔例〕国民年金手帳、厚生年金保険年金証書等）、生活保護受給証明書（発行後 3 カ月以内）、住民基本台帳カード A（写真無）、法人（国又は地方公共団体を除く）が発行した写真付きの身分証明書（〔例〕氏名及び住所又は生年月日が記載されている社員証、弁護士等の資格者証（補助者証）、大学法人や独立行政法人の身分証明書等）、学生証（写真付）（国公立学校を除き、独立行政法人の学校を含む） 等</p>
イ	<p>国又は地方公共団体が発行した身分証明書（写真無）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真無）、法人が発行した身分証明書（写真無）、消印のある本人宛郵便物（消印日より 3 カ月以内）、不動産賃貸借契約書（契約期間内）、東京都無料乗車券、公共料金の領収書（領収日から 3 カ月以内）、税金等の領収書（領収日から 3 カ月以内）、預(貯)金通帳（銀行・郵便局等） 等</p> <p>※その他これらに準ずるもので、本人であることを確認するのに補助的な証拠と認められる書類</p>

（※）令和 2 年 10 月の健康保険法等の改正により、保険事業等又はこれに関連する事務以外で保険者番号、被保険者に係る記号及び番号を提供できなくなりました。課税（非課税）・納税証明書の請求や住民税の申告等に被保険者証の写しをつけていただく場合は、保険者番号、記号及び番号を黒塗りしていただく必要があります。